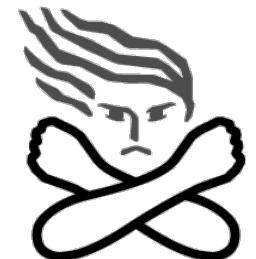




内閣府
男女共同
参画局

講義⑩性犯罪・性暴力対策について

令和7年11月
内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課



女性に対する暴力根絶
のためのシンボルマーク

目次

- はじめに(女性版骨太の方針2025)
- 性犯罪・性暴力に関するデータ
- 性犯罪・性暴力対策の取組
- 広報・啓発

目次

●はじめに(女性版骨太の方針2025)

●性犯罪・性暴力に関するデータ

●性犯罪・性暴力対策の取組

●広報・啓発

いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指す。多様な地域で多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

女性が地方での生活を選択しない傾向が強まる中、固定的な性別役割分担意識の解消等を図り、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地方を構築することは待ったなしの課題。
⇒全国各地における女性の起業支援、地域における魅力的な職場・学びの場づくり、地域における人材確保・育成及び体制づくり、地域における安心・安全の確保に取り組む。

II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

各地の女性が、いかなるライフステージにあっても仕事を得て、自分らしく生きていくための礎として、女性への家事・育児・介護の負担の偏りを是正し、所得向上・経済的自立を図ることが必要。
⇒女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化、仕事と育児・介護の両立の支援、仕事と健康課題の両立の支援、職場等におけるハラスメントの防止に取り組む。

III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

女性の活躍は、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらし持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素であり、あらゆる分野において一層の推進が必要。⇒企業における女性活躍、政治・行政分野における男女共同参画、科学技術・学術分野や国際的な分野における女性活躍の推進に取り組む。

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

どこに住んでいても、個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保されることは、男女を問わず、人々が各地域で暮らしていくための基盤。
⇒配偶者等への暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化、困難な問題を抱える女性への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、生涯にわたる健康への支援等に取り組む。

V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

一方の性的視点のみに立脚するのではなく、男女別の影響やニーズを考慮することは、真に男女がともに利益を享受できる施策、製品・サービス等を生むことにつながり、社会における生きづらさをなくしていくことにもつながる。⇒男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進、ジェンダー統計の充実、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画に取り組む。

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

(1) 配偶者等への暴力への対策の強化

- 配偶者からの暴力の被害者が、身近な地域において、保護命令の申立ての支援を含め、それぞれの状況に応じた必要な支援を切れ目なく受けることができるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実、配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用等による関係機関・団体等との一層の連携等、地域における被害者支援体制の充実強化のための都道府県や市町村の取組を促進する。
- 被害者の保護・自立支援を図る上で、一人一人の多様なニーズに柔軟に対応した支援に取り組む民間シェルター等の民間団体との緊密な連携が極めて重要であることから、官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組について、都道府県等に対する交付金により支援を行う。

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

- 「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であること等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援の強化を図る。

⇒性犯罪に対するための刑事法の内容及び趣旨について周知を徹底するとともに、法と証拠に基づき厳正に対処する。

また、改正法施行後の適用状況等を的確に把握するとともに、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則規定に基づく検討が実証的なものとなるよう、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査を行っているところであり、同調査等を着実に進める。

- ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応した支援を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、医師会等の医療関係団体、弁護士会、女性相談支援センター、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。



(備考) 1. 譲渡罪「犯姦既遂」ばかりでなく、
2. 不同意性交等及び不意わいせつについては、刑法の一部改正（令和5年（2023年）7月13日施行）により、
3. 著名・構成要件等が改められたことに伴い、令和5年7月12日以前は強制性交等及び強制わいせつそれぞれ計算している。
3. 性的姿態等撮影罪については、令和5年（2013年）7月13日の施行日以前の件数を計上している。

目次

●はじめに(女性版骨太の方針2025)

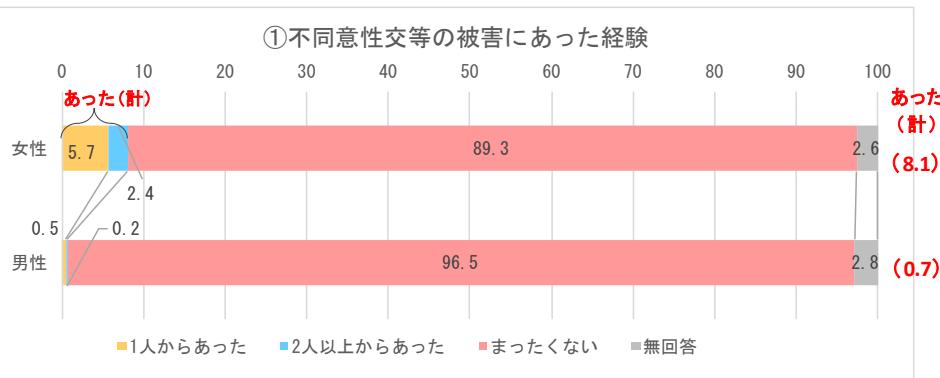
●性犯罪・性暴力に関するデータ

●性犯罪・性暴力対策の取組

●広報・啓発

「不同意性交等の被害にあった経験等」について

①不同意性交等の被害にあった経験

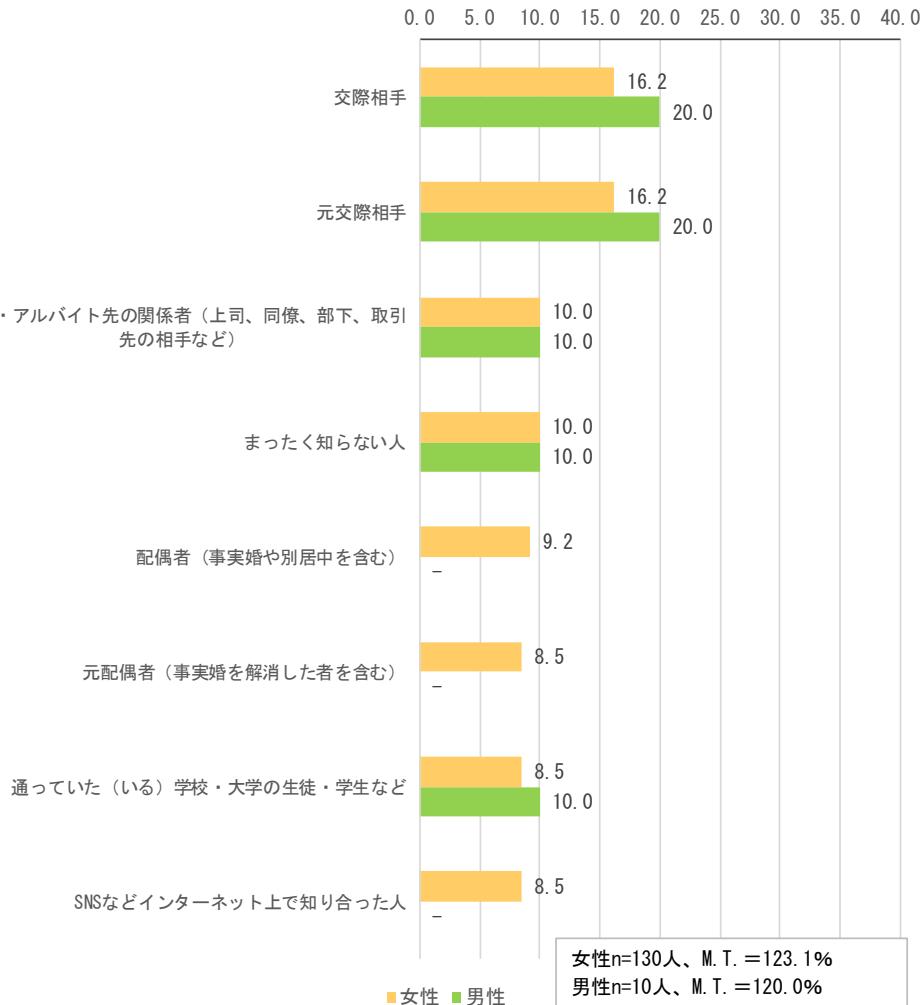


※内閣府「男女間における暴力に関する調査」
(令和5年度) より作成

②加害者との関係

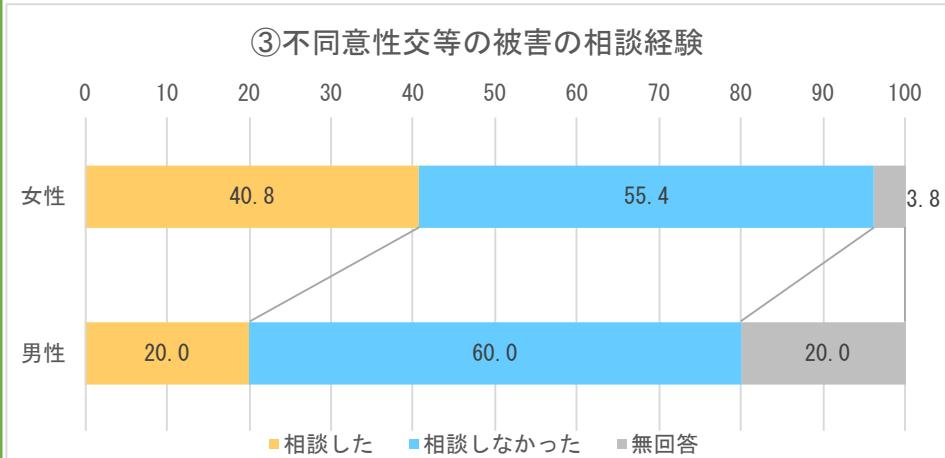
②加害者との関係（複数回答、抜粋）

(%)



「不同意性交等の被害にあった経験等」について

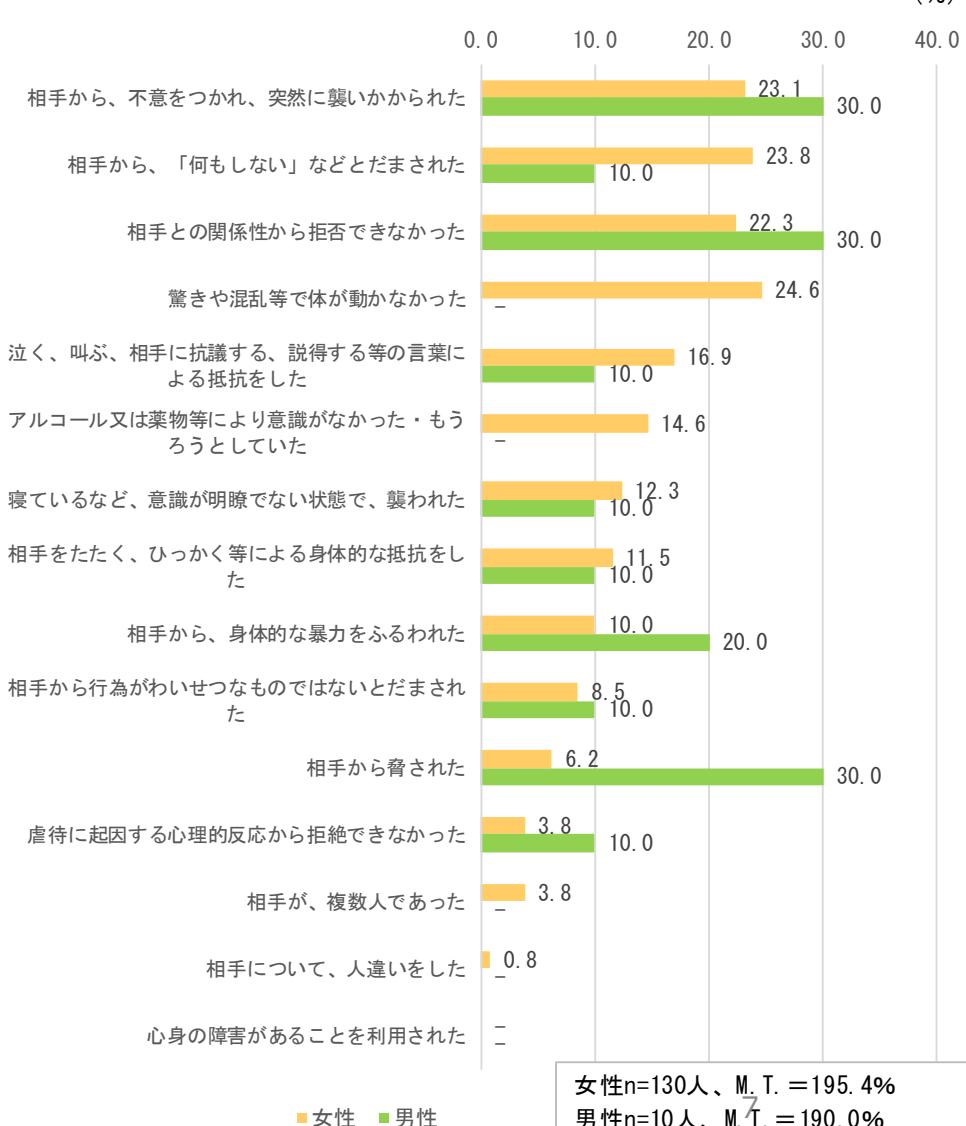
③不同意性交等の被害の相談経験



※内閣府「男女間における暴力に関する調査」
(令和5年度)より作成

④被害にあったときの状況

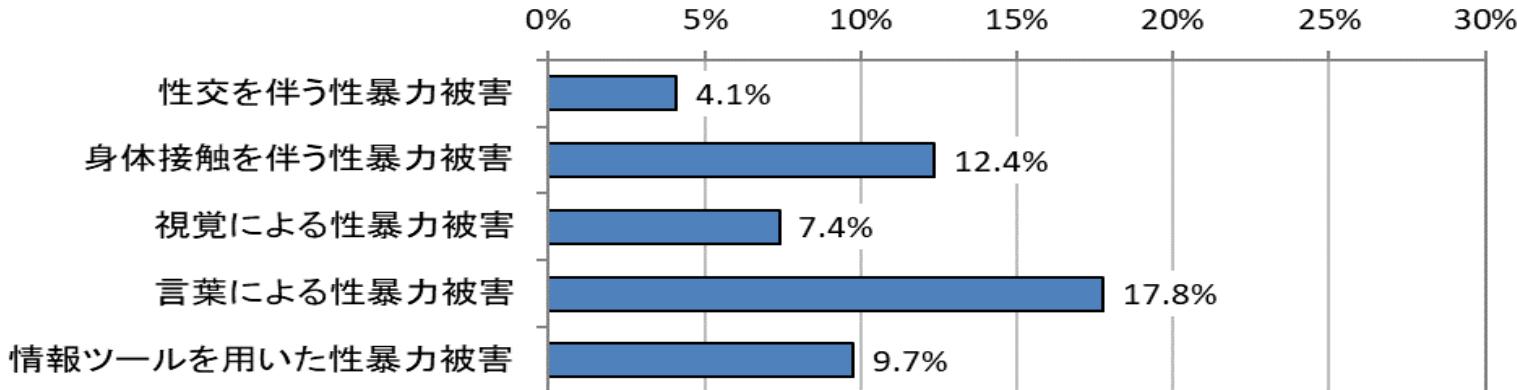
④被害にあったときの状況（複数回答、抜粋）



性被害の類型：若年層の性暴力被害オンライン調査から

- 若年層（16～24歳）を対象としたオンライン調査において、約4人に1人が何らかの性暴力被害にあったことがあると回答した。
- 性暴力被害の分類別にみると、言葉による性暴力被害が17.8%と最も高くなっている。

性暴力被害 5 分類への遭遇率（1 次配信分、n=6,224:複数回答）



分類	例示
性交を伴う性暴力	相手の身体の一部や異物を無理やり膣や口、肛門に挿入された、避妊なしに性交させられた 等
身体接触を伴う性暴力	体を触られた、抱きつかれた、キスされた、相手の体を触らせられた、服を脱がされた・脱がせられた、性器を押し付けられた、体液をかけられた 等
視覚による性暴力	相手の裸や性器を見せられた 等
言葉による性暴力	言葉で性的な嫌がらせを受けた、体の特徴についてからかわれた、いやらしいことを言われた 等
情報ツールを用いた性暴力	インターネット・携帯電話・スマホなどで性的に嫌な経験をした、見たくない画像や動画を見させられた、下着や裸を撮影された、下着姿や裸の写真を送るよう強要された、なりすました相手から性的な嫌がらせを受けた 等

※本結果は、1次配信調査の回収率が全体で2.82%であることから、母集団の特性を反映する疫学的なデータとは言えず任意の回答者（＝積極的に回答した方）の回答内容に基づいた結果であり、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意されたい。

目次

- はじめに(女性版骨太の方針2025)
- 性犯罪・性暴力に関するデータ
- 性犯罪・性暴力対策の取組
- 広報・啓発

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）

→ 令和2年度～4年度を「集中強化期間」として
性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
 - 再犯防止プログラムの拡充
 - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
 - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。

「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画
基本計画の目標年度

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止
(教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討)

【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中心とする被害者支援の充実
(地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等)
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（女性支援新法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間等）

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済
(AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等)
- インターネット上の性暴力等への対応
(違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等)
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

本方針に基づく具体的施策は毎年の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

目的 役割

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者的心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

設置根拠

- ・第5次男女共同参画基本計画
- ・第4次犯罪被害者等基本計画

設置都道府県数
(か所数)

・47都道府県
(52か所)

機能

- ・産婦人科等医療的支援(緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等)
- ・法的支援(弁護士相談、弁護士紹介等)
- ・心理的支援(精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等)

運営

- ・内閣府から、都道府県等に対し
「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付

設置形態

- ・病院拠点型(12センター)
- ・相談センター拠点型(3センター)
- ・相談センター中心連携型(37センター)

24時間 運営

- ・21都府県(令和7年4月)
- ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」
夜間休日に対応していない道府県について対応(内閣府が設置)

相談件数

- ・69,100件(令和5年度)

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

- 自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。
- 医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

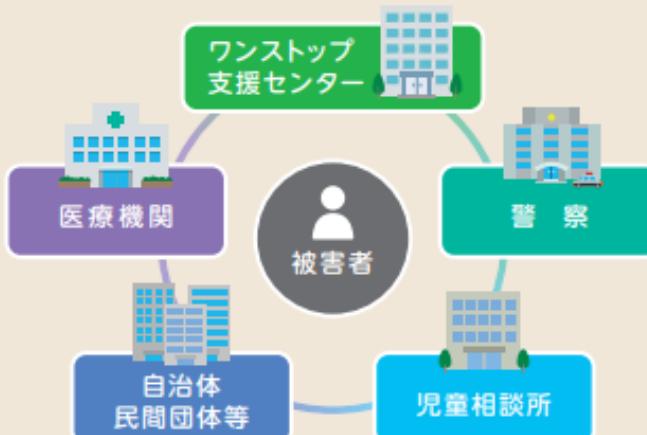
ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、こども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報は
こちらから



被害者を支える地域のネットワーク



できる
支援
センター
が
ワン
ス
ト
ッ
プ
セ
ン
タ
ー

相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。

心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。

ご本人の意思を尊重し、
右記の支援を行います

医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。

法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。

同行支援

病院や警察への同行等を行います。

関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢

性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。
被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

性別

<電話相談>

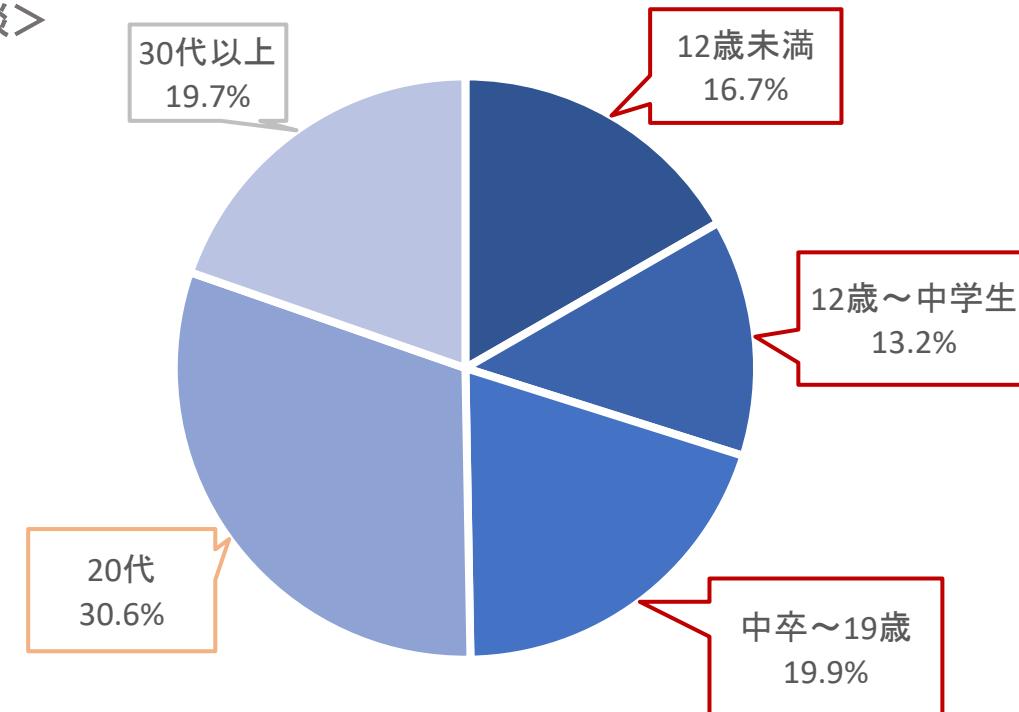
女性 81.7%、男性 14.0%

<面談>

女性 97.5%、男性 2.3%

被害時の年齢

<面談>



※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター 全国共通番号(R2.10/1～) 通話料無料化(R4.11～)



「#8891」
(はやくワンストップ)

性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.10/1～)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

R2.10/2～



キュアタイム

検索

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和7年度当初予算額 5.0億円】
(令和6年度予算額 4.9億円 補正予算額 2.3億円)

目的

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを核とする性犯罪・性暴力被害者支援のために都道府県等が取り組む事業(センター運営の安定化、支援の質の向上のための取組等)に要する経費を補助し、各地域の被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

[交付先] 都道府県、政令指定都市、中核市

[対象経費(交付率)] ※他の国庫補助制度を適用可能な場合は他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

(1) 相談センターの運営費等 (1/2)

①相談センターの運営(相談員等の人事費(処遇改善に要する経費を含む)、コーディネーターの配置、24時間対応への取組、夜間休日コールセンターとの連携 等)、②医療従事者・相談員等への研修、③広報啓発、④関係機関との連携強化、⑤被害者の法的支援、⑥連携・協力する医療機関における支援環境の整備(医療機関への負担金、医師等への謝金等)、⑦先進的な取組(SNS相談、外国語対応等)、
⑧こども・若者・男性被害者の支援、⑨災害時の運営継続のための取組
※拠点となる病院を有するセンター等には加算措置がある。

(2) 被害者の医療費等 (1/3)

緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、人工妊娠中絶に要する経費 等

(3) AV出演被害防止・救済に関する法的支援(全額)

事業スキーム

内閣府



都道府県等 ※この事業の地方負担に対しては、地方交付税措置が講じられる。

- ① 相談センターの運営費等
- ② 被害者の医療費等
- ③ AV出演被害防止・救済に関する法的支援

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等

痴漢撲滅に向けた政策パッケージ（概要）

令和5年3月30日 内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省

痴漢は、重大な犯罪である。個人の尊厳を踏みにじる行為であり、断じて許すことはできない。本パッケージは、関係府省が一体となって取組を強化するため、痴漢対策に取り組んでいく上での基本的な考え方を明らかにするとともに、今後実施する施策を取りまとめたもの。

痴漢被害の現状

- 16歳から24歳の女性の**10人に1人**が被害（内閣府調査）
- 被害者の**4分の3以上（76.9%）**が**10代・20代の若年層**
(令和元年～3年の東京都における検挙。警察庁データ)



特に**若年層の女性にとって身近な性暴力被害**となっている。
(ただし、性別・年齢に関係なく被害者となり得ることにも留意が必要)

1. 痴漢対策を進めるまでの基本認識

- 痴漢は重大な犯罪である
- 被害者を一人にしてはいけない
- 痴漢の被害は軽くない
- 痴漢は他人事ではない
- 被害者は一切悪くない

2. 痴漢撲滅に向けた今後の施策

(1) 痴漢を防ぐ取組	○ 痴漢事犯の実態把握 ○ 重点的な取締りの強化 ○ 防犯アプリの普及 ○ 女性専用車両の導入等 ○ 鉄道事業者間での痴漢防止に係る効果的な取組の共有 ○ 車内防犯カメラの設置・設置基準の策定 ○ 通学路等における安全確保と安全教育 ○ 生命（いのち）の安全教育
(2) 加害者の再犯を防ぐ取組	○ 刑事施設等における性犯罪再犯防止指導等の実施 ○ 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの実施 ○ 地方公共団体が実施する性犯罪再犯防止の取組に対する支援
(3) 被害者を支える取組	○ 被害申告・相談をしやすい環境の整備(被害に遭った際や目撃した際にとることが望ましい行動の周知、通報先・相談窓口及び被害申告後の捜査の流れの周知、捜査段階における負担軽減等) ○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知と痴漢被害に係る相談対応の充実 ○ 学校における相談体制の充実 ○ 痴漢被害を理由とした遅刻や欠席への対応 ○ 被害に遭った受験生の受験機会の確保 ○ 警察、ワンストップ支援センター、学校等の連携強化
(4) 社会の意識変革を促す取組	○ 鉄道事業者等と協働した痴漢撲滅キャンペーンの実施 ○ 若年層の性暴力被害予防月間等を通じた広報啓発 ○ 学校における広報・啓発活動の推進 ○ 児童生徒等への痴漢対応に関する取組の周知
(5) 横断的推進のための取組	○ 政策パッケージの確実な実行のための枠組み (「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ実行連絡会議」の開催、継続的なフォローアップの実施等) ○ 関係府省が連携した痴漢対策に関する情報発信 ○ 痴漢被害に関する調査等の実施

目次

- はじめに(女性版骨太の方針2025)
- 性犯罪・性暴力に関するデータ
- 性犯罪・性暴力対策の取組
- 広報・啓発



令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」主な取組

政府では、毎年11月12日から11月25日(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」)までの2週間、関係団体との連携・協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)。

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

潜在化しやすい暴力の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。

啓発物の作成(ポスター、リーフレット、動画、カード、パープルリボンバッジ)
社会の意識の醸成と相談窓口の周知を図る啓発物を全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。



<動画イメージ>
対象者別の15~30秒動画
合計4本

<左:ポスター・リーフレット表面、右:リーフレット裏面>



<二つ折り啓発カード(表面・中面)>

**全閣僚による
パープルリボンバッジの着用**
期間中の1週間(11/12~18)を予定。



パープル・ライトアップ

全国のタワー、商業施設等において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップするパープル・ライトアップを実施。



<令和6年度ライトアップ:全国の約450施設が実施>

若年層の性暴力被害予防月間の取組

政府では、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開。

【実施主体】

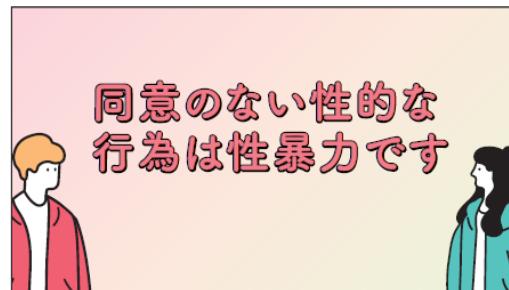
内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

【主な実施事項】

- (1)ポスターの作成・配布、インターネット等のメディアを利用した広報活動
- (2)性暴力防止に関する動画の作成
- (3)SNS等を活用した広報



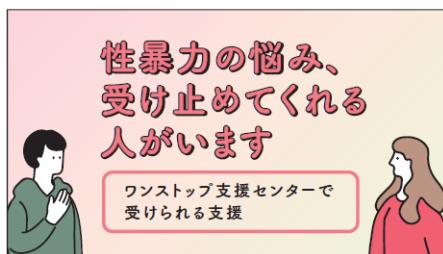
<令和7年度 動画①:性的な行為 あなたの同意がないならそれは性暴力>15秒



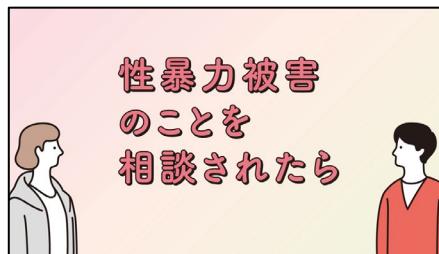
<動画②:性暴力とは>
1分56秒



<令和7年度ポスター>



<動画③:ワンストップ支援センターで受けられる支援>2分33秒



<動画④:性暴力被害のことを相談されたら>1分48秒



<動画⑤今こそ知りたい！性暴力のこと>
約30分

若年層の性暴力
被害予防月間
ホームページ

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html

